

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 虐待の防止のための指針

1. 介護保険・障がい福祉サービス事業所等における虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は、利用者の尊厳の保持や利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会（以下「本会」という）が管理・運営する介護保険・障がい福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という）では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会その他本会内の組織に関する事項

(1) 本会では、虐待防止・身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は1年に1回以上開催する。

(2) 委員会の構成員については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会設置要綱第2条を準用する。

(3) 委員会の内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会設置要綱第4条を準用する。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修は、本指針に基づき、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指す。

(2) 実施は、年1回以上行う。また、新規採用時にも研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録する。

4. 虐待等が事業所等内で発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

(2) 虐待の事実を把握した部分において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(3) 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

(4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、事業所内で選任された虐待防止担当者(管理者)とする。
- (2) 事業所等内における虐待は、外部から発見しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告すること。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、常時閲覧できるようにするとともに、本会のホームページに掲載する。

9. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

この指針は令和4年4月1日から施行する。